

平成28年第1回（2月）出雲崎町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成28年2月24日（水曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第1号 工事請負契約の締結について（中学校校舎・体育館外壁等改修工事）
 - 第 4 議案第2号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について
 - 第 5 議案第3号 平成27年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 第 6 議案第4号 指定管理者の指定について
 - 第 7 議案第5号 指定管理者の指定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 崎 信 義

署名議員 田 中 政 孝

署名議員 三 輪 正

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	三輪正
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	仙海直樹	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課参事	佐藤佐由里
教育課課長補佐	権頭昇

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	坂下浩平
書記	佐藤千秋

◎開会及び開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから平成28年第1回出雲崎町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山崎信義） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、田中政孝議員及び6番、三輪正議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（山崎信義） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号 工事請負契約の締結について（中学校校舎・体育館外壁等改修工事）

○議長（山崎信義） 日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結について（中学校校舎・体育館外壁等改修工事）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第1号につきまして、ご説明を申し上げます。

中学校校舎・体育館外壁等改修工事につきましては、町建設工事指名業者選定委員会の答申を踏まえ、11業者を指名し、2月19日に指名競争入札を執行いたしました。

入札の結果につきましては、柏崎市の東北工業株式会社が落札をし、同日契約金額1億2,528万円で工事請負仮契約を締結いたしました。

仮契約を本契約とするため、地方自治法並びに町条例の規定に基づきまして、町議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足説明をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、2月4日に指名業者選定委員会を開催し、11社を指名いたしました。2月19日に入札執行ということで、東北工業株式会社、落札率95.58%での落札というふうになっております。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 現場も見させていただいて、大変に危険な状態になっているなどということで、早速改修していただきありがたいことだと思いますけども、一つお聞かせ願いたいのは、足場を組んだりして等々で、結局中学生の生徒さんに不便をかけるかと思うんですが、工期はどれぐらいの期間を予定しているのでしょうか。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） まず、今年度中の工期につきましてでございます。ここに時期が迫っての発注というようなことで、発注につきましてはことしの3月31日までというふうなことでお願いしてございます。この後、3月定例会におきまして繰越明許の手続をお願いするような形で、工期を延長させていただくというふうな形で考えております。最終的には休みを挟みまして、10月下旬というふうな形で工事が進むような形で考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 10月ということは、工期はどれぐらいの期間になるんですか、最終的にいつからいつまでという、工期って普通あるじゃないですか。これから確かに契約して、繰越明許なのはわかりますけども、工期はいつからいつまでというふうな、もう少しアバウトでもいいんですけども、わからないですか。要するに4月契約してすぐには無理でしょうけども、5月の連休からやりますとか、あるいは6月からですとか、夏休み中にやっちゃうんですとかいろいろあると思うんですけども、教えてください。

○議長（山崎信義） 課長代理。

○教育課課長補佐（権頭 昇） それにつきましては、4月から工事に本格的なのが始まります。それで、工期的には210日、7カ月ぐらいになりますか、今ざっとなんですけども、3月を入れて210日ぐらいのものを今のところは考えております。210日を考えております。その後工事内容によりまして、多少変更するかもしれませんが、今のところそのように10月下旬までをめどに考えておりますので、よろしくお願したいと思っております。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 確かに広範囲であることは承知しておりますけども、もう少し工期のほうですね、ぜひ短くしていただいて、中学校の生徒さんのいろいろな活動に不便ならないようにご配慮のほうお願いいたします。

○議長（山崎信義） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（山崎信義） 日程第4、議案第2号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第2号、一般会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

歳出、2款総務費、1項総務管理費におきまして、1月下旬からの豪雪による除雪車の集中出動に伴いまして、公共施設関係の除雪費、また8款土木費、2項道路橋りょう費での町道除雪費の不足によりまして、このたび追加計上いたしました。

2款総務費、4項総務管理費におきましては、公職選挙法の改正により選挙年齢の18歳への引き

下げにより、本年の国政選挙の定時登録・選挙時登録に対応するための電算システム改修を行うものであります。

3 款の民生費、1 項社会福祉費では、27年度の臨時福祉給付金対象者のうち、28年度中に65歳以上となる方に引き続き高齢者向けの臨時福祉給付金が支給されることに伴いまして、目を新設し、関係費を計上いたしました。

2 項児童福祉費では、保育料の算定における第1子の年齢にかかわらず、第2子が半額、第3子が無料になる制度改正に対応するための電算システムの改修委託料を計上いたしました。

7 款の商工費では、心月輪の床シート、壁・天井クロス等の張りかえ修繕料を計上いたしました。歳入におきましては、地方交付税、国庫支出金、繰入金を補正財源とし、計上いたしました。

これらによりまして、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,347万3,000円を追加し、予算総額を38億8,450万9,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳出、241ページをお願いいたします。歳出、総務費でございます。まず、財産管理費の除雪委託料についてでございます。これは、総務のほうで持っております除雪車1台でございます。これは主に公共施設、またその周辺を除雪しているものでございます。出中・中公周辺、旧出小周辺、心月輪周辺というふうな部分で総務課が所管している分が1台でございます。また、後で全体の除雪、建設のほうでの、土木費のほうでの除雪の追加もしてございますので、一緒に除雪体制についてご説明させていただきますが、大雪によりまして今回追加させていただくというものでございます。

続いて、選挙費についてでございます。町長の説明のとおりでございますが、公職選挙法の改正によりまして、選挙権年齢18歳への引き下げというふうなことになります。ことしの国政選挙での定時登録・選挙時登録に対応するためのシステム改修というふうなことでございます。18歳になった方が初めて定時登録となります。そうしますと、居住条件の3カ月要件がございます。この年齢に多いと思われ、4月に住所移転がある場合ですね、進学、就職、そういうふうな形の方々が18歳になった場合です。そうしますと、3カ月の定住要件というのがございます。例えば3月に18歳になりますと、その後4月に就職、進学で住所を移動した場合、これ6月1日の定時登録、定時登録につきましては年4回、3月、6月、9月、12月というふうになりますけど、3月に18歳になりまして、4月に就職、進学で移動して、6月1日の定時登録には登録されないというふうな形のケースが出てまいります。その辺の部分をすくおうというふうなことで、公職選挙法改正になりまして、その場合連絡取り合います、旧住所地との連絡の取り合いです、旧住所地で選挙が可能になるというふうな、そういうシステム、公職選挙法の改正によりましてそういうシステムの形をつくり

上げるといふうなものでございます。ということで、今回改修が盛ってございます。これは国のほうでというふうなことで、2分の1国庫補助があるというふうなことで、やらなきゃいけない改修というところでございます。

続いて、242ページ、民生費のほうをお願いいたします。高齢者向けの臨時福祉給付金事業でございます。27年度の国の補正予算にこれ計上されたものでございまして、高齢者世帯の年金含めた所得全体の底上げというふうなことで、社会保障、税の一体改革の一環として、28年度前半で個人消費の下支えになるようというふうなことで、低所得の高齢者を対象に給付金というふうなことで、全額国の負担で支給するものでございます。対象者につきましては、27年度の6,000円の臨時給付金の対象になった方々で、そのうち28年度中に65歳以上になられる方、一律3万円を支給するというふうなことで、第1四半期ということなんでしょうか、早い段階で支給するというふうなことで、今回のせらせていただいた関係費でございます。対象者は今のところ790人ぐらいというふうなことで見込んでございます。財源につきましては全て国費ということで、10分の10歳入で上がってございます。

続いて、243ページ、児童福祉費でございます。これも町長の説明のとおりでございますが、28年度からになります。今の場合ですと第1子が小学校に上がりますと、第1子というふうなカウントじゃなくなりますので、国の制度上。そうしますと、子供が3人いても、2人分しか見られないというふうな形になっておりましたけど、今度は第1子が小学校上がっても、第1子は第1子というふうなことで、第2子が半額、第3子が無料と、そういうふうな国の制度の改正というふうなことでございます。

続きまして、商工費でございます。現在心月輪の厨房改修工事発注しております。このたびは、実は床の状態、また天井、壁のクロスの状態、これを見まして、今回修繕費を急遽上げさせていただいたというふうなところでございます。

続いて、244ページ、土木費についてでございます。これは、総務費のほうでも申し上げましたが、1月15日から除雪が始まっておりますが、1月の後半豪雪というふうなことで、今まで14回出動してございます。全町でのものが9回、部分出動が5回というふうな状況でございます。そういう中で、除雪費が底をついております。こういうふうな天候でありますけど、今後3回ぐらい除雪の分で追加をさせていただきたいということで、総務費と同様に、今回計上させていただいたというところでございます。

戻っていただいて、239ページ、歳入についてでございます。地方交付税、財源調整ということで追加させてもらいました。留保分としてまだ7,300万円ほど残してございます。これは、3月の議会の予算補正のほうで全額計上させていただくというところでございます。

国庫支出金につきましては、歳出で説明した関係のとおりでございます。それぞれ国費の対応のものをのせてございます。

240ページ、特別会計の繰入金につきましては、住宅用地造成会計からの繰り出していたものが減額になるということで、宅造会計のほうで土地の分譲がございましたので、その分の差し引き調整しての一般会計の繰り出しを減というふうな形にさせていただきました。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 歳入の関係で、239ページの中で1番の社会福祉費補助金の中で、歳入で2,605万2,000円のとっていた中で、242ページの中の19区分の中の負担金補助及び交付金の中で2,370万、こうなっているわけですが、その説明は受けて理解したわけなんですけども、歳入の中で入っていた中で、歳出の中の補助金交付金がこういうふうになっているわけですが、こういう差額みたいのというのは、国から来たのを全額高齢者向けの臨時福祉給付金等に充てていないみたいになっていますが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） ご説明をさせていただきます。

239ページの社会福祉費補助金、低所得者の高齢者向けの年金生活者等臨時福祉給付金の補助金で2,605万2,000円、これを受けるわけでございます。この補助金の内容はですね、1つは実際対象となる高齢者に臨時福祉給付金として支給する事業費、それが242ページでいうと2,370万円、これが実際に支給に当たる経費となります。それ以外に、この支給に当たって電算システムの改修ですとか、あるいは郵送料とか、そういう事務費がかかります。そちらにかかる事務費についても全額国の補助金を充てるというふうなことで、事務費と事業費合算しまして2,605万2,000円の同額の歳入歳出というふうな予算になっております。

以上でございます。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今の説明、理解したわけですが、町の考え方としては、国から入ったのを、間接的な経費は町負担みたくにされまして、低所得者、高齢者向けの方に丸々やれる金額みたくのをやれるようなシステムみたくなのというのは考えられないでしょうか。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） このたびの臨時福祉給付金という事業自体は、国がその制度設計をして対象者を決めて、その対象者の方に1人当たり幾らという経費を市町村を通して支給するというふうな制度設計になっておりまして、支給する金額を町のほうで一方的に変更するという事は、この制度上できないというふうなことになっております関係で、当町におきましても国と同じ制度を町がかかわって支給するというふうな形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 244ページの除雪の関係で、若干確認をしておきたいと思います。

ことしいつとき大雪がばつと降ったことは誰も承知しているわけですが、継続的にずっと毎年の冬のような形で降雪があったというふうには思わないんですけども、これ出動回数というのは前にも伺ったかもしれませんが、予算を組むとき大体何回ぐらいを想定して予算を組んでおられるんですか。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 大体10回から12回ぐらいですけども、そのときの雪の降り方によっては手間のかかる除雪になることもありますので、時間がその分延びるといような状況もあったりしますので、おおむね10回から12回ぐらいを当初予算として盛らせていただいているといような状況でございます。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 余りある予算を使っているわけではありません、限りがあるわけでごさいますよけれども、どうもことし少雪傾向と言いながら、いつとき大雪に見舞われたと言いながらも、予算が不足してくる、予算立て、今後においては気象条件等も加味して考えていく必要があるのかなど、そんなような気もいたします。それはそれである程度例年に倣って予算組みをされているのだと思いますから、それはそれでいいと思いますが、あるいはまたこうやって補正を組んでですね、求められるほど完璧に除雪をいただいたということは、これは町民にとっても大変結構なことだと思います。

一つ、私のほうが無知でありまして、お伺いしておきたいんですが、これオペレーターの使用、除雪作業員の賃金ですが、私が若干小耳に挟んだところによると、機械に乗る場合には必ず補助員、いわゆるオペレーター以外の人間をつけなさいという決まりがあるわけですね。そのオペレーターには賃金が出ているけれども、その補助する人の賃金というのは見られていないのではないかとこのうふうに聞いたんで、それ違いますか。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） きちんと会社に委託している場合であれば、オペの経費、それから助手の経費、それから管理する会社の分といようなものできちんとしていますし、そのほかに町は直営ということで、ここに作業員賃金追加というのがございますが、これにつきましては直接町の臨時的な職員ということで雇って、除雪車3台ほど出しています。それもちろんと運転手さんの賃金、それから助手さんの賃金、きちんとして計上させていただいております。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） 今ほどですね、例えば244ページと、先ほどの総務課のほうの除雪の関係と、241ページですね、先ほど総務課長の説明では、総務課の町有財産といようなか、についての除雪と、例えば

そちらのほうは専門に1台の除雪車が担当して、道路除雪というのは別個なのか、それとも道路除雪を兼ねてそちらのほうをやるようになるのか。私、今回ですね、大雪になってちょっとどうしたんかなと思って、道路がまだ完全に、全く除雪していないのに、ある施設のところは朝から駐車場しているのに、きょう行事があるのかなと思ったんで、その辺の例えば順序ですね、まず私は道路が先じゃないかなと思うんですけども、道路が全部終わっていないのに、もう駐車場の除雪しているところがあったんで、そういうふうな順序ってどうなっているのかなと、その辺の総務課の関係と建設の関係、そして道路の除雪の順序あたりどんげになっているかですね、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 基本的に総務課長申し上げましたとおり、町の施設にかかわる部分の経費という部分と、それから道路に係る除雪という経費というのをちょっと予算的に分けをして、2つの会計で持っておりますけれども、除雪の一切の出動等については、建設課の道路の出動に準じて動いていただいている状況です。路線あるいは施設、それから道路、全町を各ドーザーで区域分けをしておりますので、やはり公共施設対応で動いているドーザーであっても、そこへ行く道すがらについては、その機械で除雪をしていただいておりますし、そういったことで、町道のほうで出ている機械の中にも、施設の除雪をしているものもございます。ただ、分けとして、主にこれをやる、主にこれをやるという形で効率よく動いていただくという体制をとっておるところでございますが、あとそういったことですので、やはりそれぞれ稼働している除雪車によって回る順番が違っていたりしますので、やはり通りすがりで施設があれば、その施設の除雪をして、それからまた道路のほうに戻ってというようなこともございますので、そういった部分では今おっしゃったとおり、あそこは施設の除雪がしてあるのに、まだこっちのほうは道路があいていないというようなことで、今回のような大雪の、本当にどさっと降ったもんですから、大変混乱をしてお迷惑をおかけしたのは事実なんですけども、そういったことで予算的には大分けて分けている中で、それぞれがそれぞれのルートで回っておるもんですから、ちょっとそういうふうに見えるところがあるところはお勘弁いただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） この後ですね、全協でまた除雪の関係というか、そちらのほうの説明があるということで、またちょっと幾つかお聞きしたいのはそちらのほうで聞きたいと思いますので、今回はわかりました。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 除雪の関係ですけども、私は全協じゃなくて、この場で少しお話しさせていただきたいんですけども、今回1日の降雪量が90センチということで、これはもうある意味災害ですよ。大変なことになったというふうに思いますけども、今回いい教訓になったんじゃないかなと思

うのは、海岸に私住んでいまして、大変に怒られました。海岸のあれは除雪じゃないと、移雪だと言われました。ただ、雪を脇にのけていただけで、そして今ご存じのように空き地、空き家が大変増えてきました。そうすると、空き家の前が雪の山になります。そしてまた、次に除雪が来たときに、それをただ押していくだけで、結局それを排雪する人がいない。その中で、今回も大分ガラスが割れたり、ご苦労なさったという話も聞いておりますし、また除雪、海岸をやっていた会社がかわったということで、オペの方もまたなれていなかったということも聞いておりますし、いろいろもろもろの要因があるんでしょうけども、私が申し上げたいのは、いい教訓だと申し上げたのは、30センチ、20センチの除雪ならばこれでいいと思うんですよ、80センチも90センチも1日にどかっと降ったときには、そしてまた降雪量だけでなく、気温です、海岸、気温が上がれば解けるんですよ、逆に除雪してほしくないぐらいのこともあります、解けますから。ところが、今回みたいにどかんと降って、またぐっと冷え込むと、もう道路もアイスバーンのようになって、あるいはもう固められた雪は解けなくて大変に困っている。そしてまた、ただ脇に押しただけですから、1車線しか確保できないということになると、やはり排雪という問題が出てくると思うんです。だから、今回いい教訓だと私が申し上げたのは、まだまだ気温が下がる、そして80センチ、90センチ降った、2車線確保できなくなれば、即時に排雪という作業に移るべきじゃないのかなと。今回やっていただきましたけど、若干気温が上がってから、そしてまた日にちもたってからで、もう解けて何も無いところを排雪に入ったような、ちょっと間の悪いところが見られましたけども、どのように考えられますか、今回の大雪を通して。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 今ほどのお話のとおり、90センチという資料を出させていただいてあります。現実的には24日の未明、3時ぐらいからと思いますが、翌日の朝過ぎて、翌日の9時まで、約30時間の間に110センチの降雪がありました。あとは皆様方ご存じのとおり、本当に混乱をしたということでございます。その中で、先ほど議員さんもおっしゃったみたいに、私どものほうも海岸の除雪というのは、やはりこちらのほうに比べて出る回数が少なくなっております、雪が少ないので。そういう中で、やはり除雪車、こういう雪になったときに普通に押していきますと、雪が個人の住宅のガラスを押した、割ってしまったというようなトラブルも起きますので、やはりオペもかわった、かわらないばかりではなくて、やはり従来のオペレーターさんも怖いから、冬囲いがしてあれば壊さないんだけど、それが怖いからやっぱり押せない、ぎりぎりのところでとめながら雪をかき分けていくというような状況というのも、やはりあったというふうにも認識しています。

それから、よく怒られるのが、何で除雪出すんだ、構わないでおけばちっと暖かくなったら消えてくれるから、かえって寄せられて玄関先ふさがれるよりはいいというようなことで怒る方もいますし、また何で来ないんだと怒られることもあります。そういったところのバランスの問題もあるんですが、そういったことで今回は四苦八苦したと。

それから、すぐ排雪の体制がとれないかということなんですが、申しわけないんですが、今建設業界の中でもやっぱり人が本当に少なくなっています。ここが大雪ということは、例えば与板土木管内が、やはりどこも同じ状態ですので、まずこの除雪を、車が、人が通れるように車道、歩道をあけてくれと。あけてくれという、その普通の除雪作業が間に合わないんで、まずそちらに手を取られます。私どもが排雪ということを考えて、何とか頼むねというときに、やっと人の算段がついて、じゃ、できますということで始めさせていただくというような部分もやっぱりタイムロスの中にはございますので、おっしゃられることの中でできるだけの努力をしたいと思いますが、そういうことでお願いしたいと思います。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） きょうもらった資料の中で、年度別降雪量というのがあったりして、詳しく書いてあるんで大変参考になるんですけども、海岸のほうを除雪しても、1車線だけだったら本当にある意味無意味なんですよ。井鼻地区とか、あの辺行くと道路幅が狭くなっていて、向こうから来たら交差できないという状況になります。課長がおっしゃるように、気温が高目のときには降雪量があっても、もう解けるから本当に来てほしくないというときありますけども、だからウェザーニューズに入っているわけですから、もう少し気温との関係も見られて、私早目に排雪したほうが良いと思うんですけども、それと今回は、道路除雪だけが皆さん問題になっているいろいろ言われていますけども、荒廃地の除雪ももう一回根本的に考えてもらいたいと思うんです。というのは、荒廃地に車庫を持っていられる方も大分いられます。国道までどうやって出るんだ、ずっと掘っていかなきゃならない、今度ごみです、ごみの収集車、今海岸のほうのごみが置いてあるのは荒廃地の、国道があつて、歩道があつて、その荒廃地のところに置いてあるんです。当然歩道の除雪なんて出ません。ただ、国道除雪ずっとやっていくから、歩道に山になります。その向こう側にゴミ箱、ごみの収集場があると。そこを、だからごみの収集車が入れない。どうしているかという、雪の中かき分けて、向こうのほうから放り投げていますね、放り投げて道路まで、途中まで行って、途中からまた放り投げて入るというふうな状況、その辺もだから私は今回いい教訓と申し上げておきますけども、あれもやってくれ、これもやってくれとは言いませんけども、そういったいろいろのところが見えてきたわけですから、荒廃地の除雪をするのがいいのか、あるいは歩道をあけてやるのがいいのか、どれが一番効果的で、かつお金がかからない方法なのかということも考えながら、もう一遍除雪というものを考え直す必要があるんじゃないかと思いますが、どう思いますか、課長。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 個人的ないろいろ意見出ていますが、私は基本的にはですね、豪雪緊急課長会議をいたしました。そこで申し上げたことはですね、お金がかかってもいいから徹底的に住民の不便をいつときも早く解消してくれと、しかもその後における降雪等については、金がかかってもいいからですね、これは雪国の宿命と思われるようなことはしてはならないと。全力を挙げてですね、

お金がかかってもいいから、住民の足は十分確保してくれと指示をいたしております。担当課長以下、職員も寝ずに頑張っていますね。そこで申し上げたい、今中川議員さんから個々の問題出ております。これは、海岸だけの問題じゃございません、在にもあります。そして在の皆さんも、全部常時雪が行きますよ、それは個人で排雪しますね、だから海岸の場合というのはそうでしょう、あの限られた状況の中で、少なくとも早く1車線を確保したい、これが町の願いです。担当者ですよ、そうでしょう。それを2車線確保するとなれば、課長が言うように大変な状況でしょう、寄せ囲いも何もしていない。そこにおいてですね、強引に雪押したら大変なことになりますよ。そういう意味で、まず1車線を確保する。さらに、背後地のごみですね、これ在でも同じことなんです。在でも雪をかき分けていなければ、ごみを出されないんです、また収集できないんです、同じことです。まず、皆さんから考えてもらいたいことは、生活の足を確保する、これですよ、これを基本にやってもらいたい。個々にいろいろの不平はございます。私も課長に海岸地区の状況もあるから、排雪をしてくれと、課長もやると、やってくださいと支援しているわけですよ。中川議員さん、考えてくださいよ、あの豪雪で県下全体大混乱しているんですよ。そういう困難の中に、全力を挙げてやっている、そのものに対する一々不平不満受けとめますよ、努力しますよ、それをすぐやれというのは、私はできる問題じゃございません。それは町民から理解してもらわなきゃ、そんな一々個人的な問題を取り上げたら大変なことになるんですよ。公平の立場で住民の安全・安心を確保する、これが私の基本です。金がかかってもいいからやりなさいと言っているんですから、理解してください。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 最初に私が申し上げた、今回は災害ですと。そして、その中で町役場職員も一生懸命やっているのはわかっている、そんなことは基本ですよ。我々が、私たちが議員としてこんなものは町民に言われたと、そのまま役場にどうのこうの言うことはありませんよ。ただ、いいですか、町長、私が言っているのは、例えば端的に言いましょ、公園除雪しました、やってくれたんですよ、一生懸命公園を、除雪車が。だけれども、こちら側に駐車場がある、駐車しているうちがある、そちら側に山にしてしまう、役場がですよ、除雪がですよ、そういう事例もある。あるいは1車線、町長は今取ればいいというふうにおっしゃいましたけども、海岸で1車線と言ったって、今もおっしゃるように往復で何とか1車線半取れば対向できると思うんですよ。だから私は、今何も除雪をサボっていたとか、除雪が遅いとかということを行っているんじゃないんですよ。いい教訓だと、だから最初に申し上げた。今回のことが、また起こるかもしれない、そのときにはこうしたほうが手順的にいいんだよ、あるいはこうしたほうがいいんだよということを今回のことで考えてほしいと私は申し上げている。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 逆に議員さんから、皆さんからもご理解いただきたい。こういう緊急事態で、

町を挙げて、全力を挙げて町民の皆さんの足の確保と利便性を図っておるんだと、全力を挙げているんだ、その中における不便を感じさせて申しわけない、申しわけないが、町もやっているんだから、しばらくこういう緊急事態だから不便は我慢して、ひとつお許しいただきたいと。私は、だからこの前のときも申し上げましたよ、課長さんに、あんた方は夜も寝ずに頑張っている、そうなんですよ、ただし、私は申し上げた、あの緊急事態でなかなか除雪車が動かない、そうであつたら住民の皆さんに大変迷惑かけていると、こういう緊急事態で、私たちも全力を挙げております、挙げておりますが、しばらくご迷惑かけていますがお待ちくださいという情報は流したほうがいいんじゃないでしょうかということ、課長が流しました。そういう配慮をしているんですよ、それを理解してもらいたいですよ。一つ一つの個々の問題を全て町がすぐやれと言ったってできないんです、金は幾らでもかけてやりなさいと指示をしているんですよ、そのことを理解してもらいたい、町民からも。そういう緊急事態ですよ、その中で町が全力を挙げて進めているということを皆さんから理解してもらいたい。私はいつでも住民に説明しますよ。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 意見が食い違っていて、私はだから理解しています。例えば245ページ、職員手当が何で5万円増えているんですか、わかりますよ、みんなこうやって一生懸命やってくれているんですよ。ただ、私はそれがどうのこうの言っているんじゃない。今回災害だと、災害が起きたんだと。だから、これをいい教訓にして、じゃ、今度こういうことになったらどうしたほうがいいのか、そういったいい教訓だから、これで考えていただけますかと言っているんですよ。だから、この今のやり方がいい、悪いとか言っているんじゃないんですよ。承知しました、もういいですよ。だから、とにかくこういう事例が方々でいろいろあった、でもそれは仕方がない、これは災害なんだから。だけれども、今回こういうことが起きて、こういうことがあった。だから今度は、じゃ、こういうふうにするようにしておく、あるいはこういうふうなほうがいいだろうか、そういう事前いろいろなプランを考えると、あるいは事前に今度こうしたほうがいい、ああしたほうがいいというふうなことを頭に一遍インプットするとか、そういうことをしてほしいと言っている。今現在やっていることが怠慢だとか、そんなことは私は一つも言っていない。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 中川さんのおっしゃったことは、課長さんからも聞いていいです。私は、この緊急事態ご迷惑かけている、当然じゃないんだと。こういう緊急事態を教訓にして、除雪体制をしっかりともう一回見直しておいてくれということを指示してあります。当然指示してあるんですよ、中川議員。あなたがおっしゃる前に、私たちはこういう災害を教訓にして、改めて皆さんのいろいろ不平不満が出ているんだから、それをいかに緩和するか、しかし限られた労力、機械があるんだから、その中で最善を尽くしてくれと、見直しをしてくれと、そういう不満に対応してくれと指示しているんですよ、これをご理解いただきたい。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） だから理解しています、理解しています。そしてまた、今回は災害だから、もうわかりました。ただ、どう言っても理解してもらえないから、わかりました。

ただ町長、それからひとつアナウンス、今こういう状態であるということを放送されました。あれで落ちついたんですよ、町民は。みんな除雪車が来ない、ここは山になっている、いらいら、いらいらしていた。そのときに、今こうなっている、こういう状態だということをお知らせしていたら町民は落ちついた、あれもいい教訓だと思います。あれも早目にひとつやってほしいと思います。

やめます、これでいいです。

○議長（山崎信義） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成27年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山崎信義） 日程第5、議案第3号 平成27年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第3号、宅造会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、本町の総合戦略において定住対策の受け皿となります住宅用地造成事業について、第1弾としまして、松本南地区で実施を予定します分譲事業が円滑に進行するよう、今年度から用地測量業務に着手するための費用を計上いたしました。

また、てまり団地であっておりました3区画の販売が終了しましたので、歳入の土地売払収入を確定額に合わせて増額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額64万1,000円を追加し、予算総額を1,114万1,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

まず、歳入のほう220ページをご覧ください。土地売払収入の追加ですけれども、てまり団地の3区画ございましたが、このうちの1区画、雨水調整池の脇の土地ということで、将来集会場の予定地ということで残しておいた土地ですが、これにつきまして確定測量がしてございませんでしたので、面積が不明確なところがございました。それで、当初予算の段階ではおおむね100坪の面積ということで予算計上させていただいておりましたけれども、確定測量する中で53平方メートルほど増えまして、116坪相当で売ることができたというようなことで、差額といいますか、売り上げが伸びたと、金額が上がったということでございます。

次のページ、歳出をご覧ください。1目住宅団地管理費の13節は、今ほどの雨水調整池脇の土地の確定測量を行った費用の精算による減額となっております。

下の2目住宅団地事業費は、町長の説明のとおり、新年度住宅用地造成工事を計画しております松本地内の国道脇の水田のところの用地測量を実施する費用でございます。今年度も残りが1カ月ほどですので、今回の予算では事業用地となる水田部分と、隣接する地権者との境界を確認する作業までを予定しております。新年度予算では、更正図と調整を行いながら用地面積を確定するなど、用地図面を完成させるまでの残りの業務に係る費用をまたお願いをするということにしております。現在はこの土地につきまして、土地の形状と更正図の形状が大分異なっている部分もございませので、用地図面を完成させるまで少し時間と手間がかかるのではないかなというふうにとちょっと心配もしておるところですが、早く土地を取得し、なるべく気候のよい時期に造成の工事が進められるようにと思っているところでございます。

それから、下の段の2款1目一般会計繰入金につきましては、歳入のお金よりも歳出の今の測量費を追加した関係で、歳出のほうが多くなりましたので、一般会計の繰出金を減額させていただ

たというものでございます。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 指定管理者の指定について

○議長（山崎信義） 日程第6、議案第4号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第4号につきまして、ご説明を申し上げます。

休憩所心月輪の指定管理の指定についてでございます。休憩所心月輪は、財団法人良寛記念館の後、平成25年4月から休憩所心月輪管理組合が指定管理者として運営をしてまいりましたが、このたび平成28年3月末をもちまして、管理組合が指定管理を終了したいという申し出がされておりますので、新たに指定管理者を指定するものであります。

休憩所心月輪の設置及び管理に関する条例に基づき諸手続を進めてまいりました結果、このたび所在地、出雲崎町大字川西「心月輪運営組合」を指定管理者に指定するものであります。

指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とするものであります。

よって、地方自治法第244条の2第6項及び休憩所心月輪の設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） それでは、補足説明をさせていただきます。

休憩所心月輪につきましては、ただいま町長のご説明のとおりでございます。このたび指定申請書に添付されました事業計画の概要を資料として添付してございますので、資料をご覧いただきたいと思っております。

施設の管理は、ただいま申しましたが、心月輪運営組合でございまして、代表者は川西の松永成彦さんからの申請でございます。

心月輪を活用しまして、観光客、町民等に食を提供する憩いの場として、周辺施設を含めた集客の向上に努め、年間を通して営業を行い、魅力ある観光拠点として運営に取り組むと申請されたものでございます。

申請されました施設の管理、運営の考え方と内容を総合的に判断しまして、指定管理者に指定したいということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 資料の3ページなんですけども、収支計画の中で指定管理料等について214万4,000円あるんですが、1月の19日の全協のときの管理料等については、管理人件費148万、それから施設管理費ということで年18万ということで、約160万近くだったと思うんですけども、これ今214万になっていますけども、この辺の内容は何か変わったんでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 先回の質問の中でトイレの関係で、点検をしてもらって、実際に掃除するのは別の方ということでご説明させていただいた中で、今回この指定管理者から点検並びに掃除をもらうという中で、今までお願いしていたよりも低利な金額でしていただけるというふうな状況ができましたので、その分18万円ほどを計上させていただいた、当初予算でまたお願いしますが、計上していただくような形で今回の収支計画には盛り込まさせていただいた状況でございます。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 普通の例えばレストランでも店屋さんでも、トイレとかそういうものについて

は自分の店でやっているのであれば、そのエリアというのは自分のところでやるということも基本的な考えじゃないかと私は思っていたんですけども、よそがやっていたということで、その分がトイレの掃除等の管理代ということの考えなわけですか、それちょっとお聞かせください。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 新しく外のトイレができた段階で、そこにつきましては別の方から掃除、点検をしていただいております。それで、今回もそのような形ということで考えておったんですが、皆様からもご指導いただいた中で、若干経費はかかるんですが、前にお願ひしていた方よりも格安の金額という形でお願ひをできるということで、このようなことでさせていただいたという状況でございます。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 了解しました。

あとそのほかですね、この説明の中でわからない言葉があるんですけども、2ページの一番上のほうの英語で書いてある「ブラッスリー・カフェ・ルポを展開し」というのは、これはどういう意味なのかちょっとわからないんですが。フランス語ですか、ちょっとお聞かせください。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） これはフランス語で「食と飲み物を提供する」というものの意味だそうでございます。休憩所心月輪というものは一つ大きなくりの中にあるんですが、運営組合としましてその中で食を提供するものに対して、そのサブのといえますか、形で食を提供したいということで、こういう名称をつけながら運営をしていきたいということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） ありがとうございます。

あとそのほか3ページの収支計画の中で、需用費というのが平成28年度、これちょっと数字が間違っているんじゃないかと思うんですけども、757万4,000円というのがあるんですが、この中で需用費の1から4まで足すと754万7,000円ということで、打ち間違えているかと思えます。もし間違っていたら直していただければというふうに思えます。

以上です。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 大変失礼を申し上げます。754万7,000円ということで、下2けたが入れ変わっているようなことになっております。大変失礼いたしました。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） 若い方が受けてくれるということで、これは心月輪と同時に、また若い方が一つの企業としてスタートされるんで、何としてもやっぱりスタートした以上、やった方がよかった

というふうな形にならんきゃだめだと思うし、これは本人もそうですけども、町の全体のイメージといますか、これちょっと非常に大事かと思います。

それで、あそこの施設につきましては、良寛記念館は教育委員会、心月輪は産業観光課、そしてまた周辺の旧出小は総務課というふうなことでまたがっていますので、その辺のですね、連携がうまくないと、本人は一生懸命やっても、なかなか難しい面がいっぱい出てくると思うんですよね。今回ですね、やはりやられたかどうかわかりませんが、特に心月輪は良寛記念館と一体という形で位置づけられているわけです、そのための施設なわけですので、その辺のですね、ここに至るまで教育委員会、また産業観光課等でこのことについて、今度管理がかわるからどうだとかというふうな、そんな話し合いというか、情報交換というか、そういうのがあったかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 教育委員会さんとは特別というわけではないですけども、これからの運営としまして、指定管理者が決まった段階でいろいろ私どもとしては記念館さん、天領さん、良寛の関係ですと逸話館もございます。そういったところと、現在その3地区で割引とかとやっておられます。そこへ今度心月輪として食事を提供する中において、どういうサービスが、そういう連携をしたサービスができていくかということこれから指定管理者、また3月中にはそういう面で4者なりの方から集まっていたいて、今後また詰めていきたいと、このようなことで考えております。

それから、前回のときに毎週水曜日が休みということの中で、記念館は夏場休館日がないという状況の中で、この運営委員会は少数というような形で人員の配置がなかなかできないんで、週1回は休ませていただきたいと。その中におきまして、「特別な事情がある場合は除く」というふうな文言を入れさせてもらって、そういう面でも記念館等々とまた情報交換をしながら進めていきたいと、このように考えております。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） この前ですね、ちょっとお願いしたんですが、水曜日が例えば祭日の場合は翌日は休むとかということは、私はそれはやらないほうがいいだろうということで、お客さんが非常に混乱するわけですね。やっぱり今までの官庁的な考えは、大体翌日振りかえて休むということですが、一般の方は今ほとんど無休体制に、こういうふうな施設はなっていますので、その辺は年に1回あるかないかだと思うんですが、私は大変でしょうけども、もうその日は、水曜日の祭日であった場合は、もうそれでそのかわりの休みを翌日とるとかというのは、非常に観光客としてはちょっと迷うというか、その辺をちょっと改めていただきたい。

それとですね、やはり少ない人数で運営されるわけなんで、例えば団体がぱっと来たとき対応できないということになると、これは心月輪だけの問題じゃなくて、町全体の評判を落とすというこ

とになるわけなので、この辺はですね、良寛記念館さんにいろいろと予約というか、そういうふうな情報はまず良寛記念館さんに入ると思うんで、そこは常に連携を密にして、うちら予約して良寛記念館行ったのに、心月輪行ったら何かしら間に合わなかったんやというんじゃ困るんで、そこは本当に、外部はもう一体だと思って多分いると思うんです、良寛記念館と心月輪は。その辺はですね、十分連携を密にすることが今後の管理運営もうまくいくと思うので、そこはぜひお願いしたいと思います。

それとですね、年間1,500万ぐらいの売り上げということなんで、年間営業が約300日、単純に割りますと1日5万円の売り上げという形になるんですが、客単価が1,000円としますと、50人平均で入らなければだめだということは、これは冬考えますと、非常にこれ厳しい大変な数字なんですよね、簡単みたいですけど。そういった場合、特にどういうふうなのを売りにされるのか、また物販も売られるのか、本当に飲食だけなのか、その辺の今現在の考えはどうなんでしょうか。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 物販につきましてですが、今まで茂木様のほうでやられていた形と同じような形になろうかと思えます。若干減るかもわかんないですけど、日持ちのするような形のものに大体限られてくるのではないかなと思っております。

○議長（山崎信義） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 指定管理者の指定について

○議長（山崎信義） 日程第7、議案第5号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第5号につきまして、ご説明を申し上げます。

このたびの北国街道妻入り会館の指定管理者の指定につきましては、平成23年4月の指定から本年3月末で5年間の期間が終了いたします。

本施設は、地域と密接な結びつきがあり、現行の指定管理者により適切な運営が行われております。

本年4月1日から3順目に入りますが、引き続き指定の期間を5年間とし、提案のとおり特定非営利活動法人ねっとわーくさぷらいを指定管理者に指定するものであります。

よって、地方自治法第244条の2第6項及び北国街道妻入り会館設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回出雲崎町議会臨時会を閉会します。

（午前10時36分）